

特定非営利活動法人ナック(NAC) 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ナック(NAC)という。但し、登記上は、特定非営利活動法人ナックとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、青少年の自然体験活動及び環境教育に関する事業の実施、また、青少年活動指導者の養成や地域における青少年育成活動への支援などに関する事業を行うことにより、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 社会教育の推進を図る活動

(2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(3) 子どもの健全育成を図る活動

(4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動にかかる事業

① 青少年の健全育成のための自然体験活動及び環境教育の推進に関する事業

② 自然体験活動指導者及び環境教育プログラム指導者の養成に関する事業

③ 自然体験活動指導者の派遣に関する事業

④ 野外活動施設の運営に関する事業

⑤ 青少年育成関係団体機関との連携協調に関する事業

⑥ 青少年育成に関する調査研究広報に関する事業

⑦ 旅行サービス手配業

⑧ 海上運送法に基づく船舶運航事業

⑨ その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で、総会での議決権を有するもの

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

理事長は、正会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会の議決を経て別に定める会費を毎年納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき

(2) 会費を2年以上納入しないとき

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときには、当該会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て当該会員を除名することができる。

(1) この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

(2) この法人の定款又は規定に違反したとき

(会費の返還)

第11条 既納の会費は、その理由の如何を問わず返還しない。

第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上20人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 理事長、副理事長は理事の互選により定める。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表しその業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために、必要ある場合には総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について意見を述べるため理事会を招集すること。

(任期)

第14条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該役員に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 この法人の役員は、無報酬とする。ただし、理事長には、理事会の決議により報酬を支給することができる。

2 前項の報酬は年額をもって定め、その年額を十二等分した金額を、毎月同額で支給することを原則とする。

3 前項の原則にかかわらず、職務内容の著しい変更その他やむを得ない事由がある場合には、理事会の決議により、報酬額を改定することができる。

4 役員に対しては、職務の遂行に要する費用を弁償することができる。費用弁償の基準、その他必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任と職務
- (6) 会費の額
- (7) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他、運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後、3ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が、第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、理事長の指名する理事がこれにあたる。但し、第21条第2項第2号及び第3号の規定により臨時総会を開催したときには、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員総数の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第26条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者もしくは電磁的方法による表決者、又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印する。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 総会に付議するべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第30条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長があたる。

(議決)

第33条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第33条第2項及び第36条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(持ち回り議決)

第35条 緊急を要する事項又は軽易な事項について、理事長から全理事に書面もしくは電磁的方法により通知し賛否を求めた場合には、書面もしくは電磁的記録による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とすることができる。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業の会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、貸借対照表、活動計算書、財産目録に関する書類は理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査及び理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後の通常総会に報告し、議決を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 事務局

(設置)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任命する。

(組織及び運営)

第49条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第50条 事務所には、定款、認証及び登記に関する書類、会員名簿及び会員の異動に関する書

類、収益及び費用に関する帳簿並びに証拠書類を備えて置かなければならない。

- 2 理事長は、毎事業年度初めから3ヶ月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらをその作成の日から起算して、5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、事務所に備え置かなければならない。

前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び活動計算書・役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿)・前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面・前事業年度において正会員であった10人以上の者の氏名(法人にあってはその名称及び代表者氏名)及び住所又は居所を記載した書面

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人の定款の変更は、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第53条 この法人の解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、この法人と同種の目的を有する、特定非営利活動法人等に寄付するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の過半数をもって決する。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告は、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。
附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1)正会員

個人会員 年会費 10,000円

団体会員 年会費 1口 10,000円

(2)賛助会員

個人会員 年会費 1口 3,000円

団体会員 年会費 1口 10,000円

- 3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成15年5月31日までとする。

(1)理事長 (1名) 氏名 松林 寛

(2)副理事長 (2名) 氏名 仲川壽男

福畑邦雄

(3)理事 (7名) 氏名 一村小百合

大野智代

久米靖啓

永吉宏英

野中耕次

吉水泰彦

渡辺嘉久

(4)監事 (2名) 氏名 谷川俊一

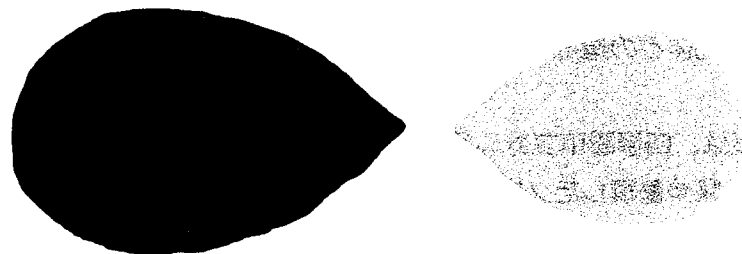
山西一平

- 4 この法人の設立年度の事業計画及び予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 6 この改正は、大阪府知事の認証した日から適用する。
- 7 この変更(住所表示)は、平成18年4月1日から適用する。
- 8 この変更(従たる事務所の設置)は、平成19年5月13日から適用する。
- 9 この変更(主たる事務所の移転及び従たる事務所の廃止)は、平成23年10月1日から適用する。

- 10 この変更(賛助会費・個人会費の年会費を5,000円に改定)は、平成29年3月11日から適用する。
- 11 この定款は、大阪市長が認証した日から施行する。
- 12 この定款は、大阪市長が認証した日から施行する。
- 13 この変更(主たる事務所の移転)は、令和4年6月20日から適用する。
なお、変更後の主たる事務所の住所は次のとおり。
大阪市北区大淀南1丁目9番16号山彦ビル7階702号室
- 14 この変更(事業の種類及び報酬等)は、大阪市長が認証した日から施行する。

令和8年度 特定非営利活動法人ナック 事業計画書

事業期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日



NAC

Nature Adventure Culture

はじめに

特定非営利活動法人ナック（NAC）（以下「ナック」という）は、青少年の自然体験活動及び環境教育に関する事業の実施、また、青少年活動指導者の養成や地域における青少年育成活動への支援などに関する事業を行うことにより、青少年の健全育成に寄与することを目的として、青少年育成、野外活動、環境教育等に専門的に関わってきた有志が平成 13 年 12 月に設立、今年度で25周年を迎えます。

設立以来、ユースサービスエイジェンシー（youth service agency）として、①自然体験・生活体験等のいわゆる「直接体験」機会の提供 ②「魅力的あるプログラム」の開発・提供 ③専属アウトドアリーダー（大学生ボランティア）の養成・確保 ④安全安心の野外施設の運営⑤関係団体との連携等に努めています。

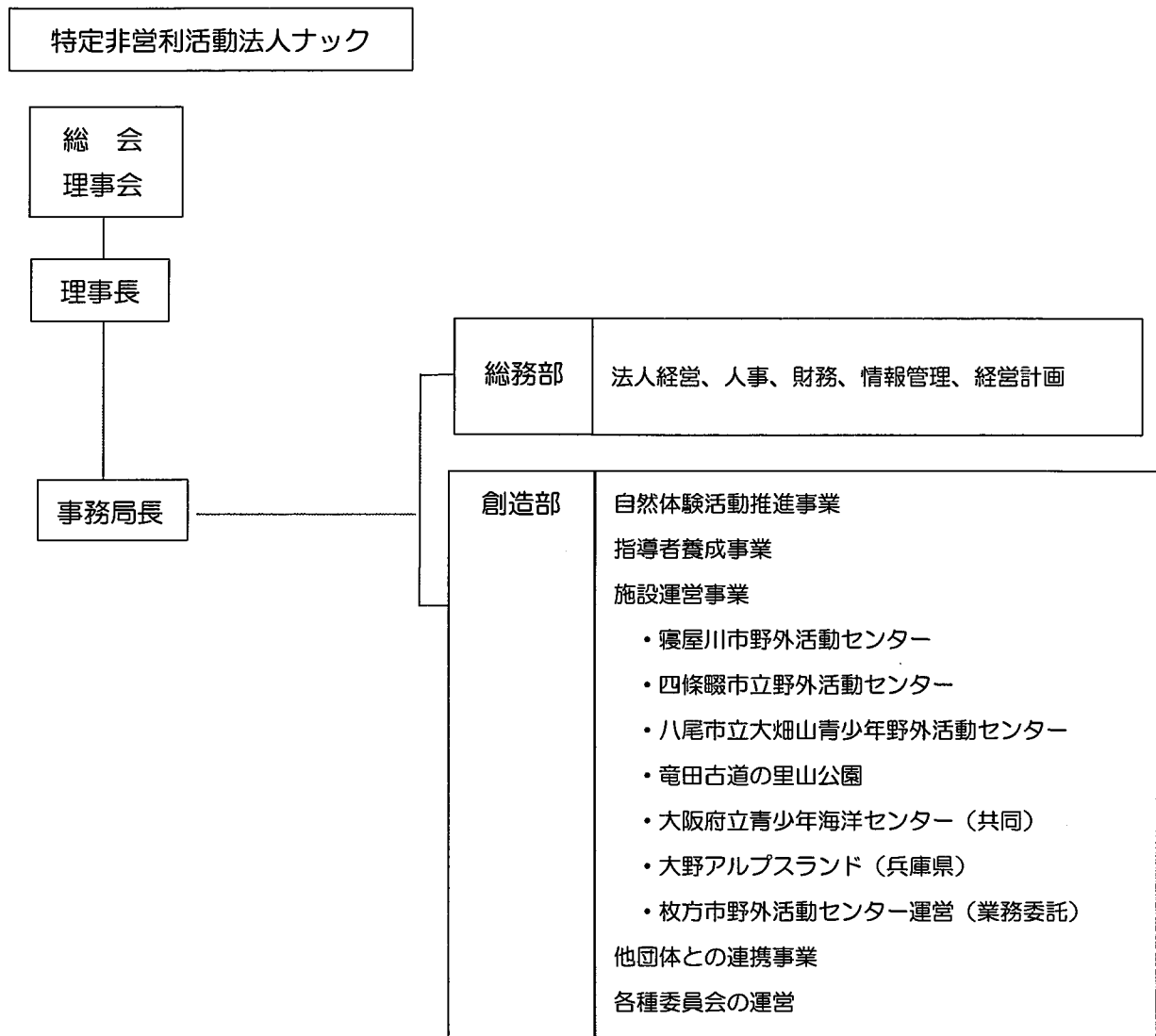
令和8年度は、四條畷市立野外活動センター、竜田古道の里山公園の指定管理1年目となり、これまでの経験や蓄積したノウハウを検証し、新たな事業展開を進めます。

また、最重要事業として取り組んでいる「自然体験活動をとおして青少年の健全育成に寄与する」ため、より一層の充実を図ります。

さらに今年度は、組織全体の若返りを図り、理事の刷新および、施設においても若い職員であらたな施設運営に取り組みます。

I 法人運営に関する事項

1. 組織図



2. 法人経営

(1) 会員の増強 正会員および賛助会員の増強

(2) 会議

令和8年5月13日（水） 第1回理事会 於 本部事務局

- ・令和7年度事業報告及び決算報告

令和8年5月24日（日） 通常総会 於 本部事務局

- ・令和7年度事業報告及び決算報告承認

- ・役員改選

令和9年3月19日（金） 第2回理事会 於 本部事務局

- ・令和9年度事業計画及び予算事務局案の審議

- ・臨時総会および臨時理事会を必要に応じて開催

(3) 運営方針

- ① 認定特定非営利活動法人認証へのロードマップの作成
- ② ガバナンス強化のための事務局体制の検証
- ③ 危機管理能力（リスクヘッジ）の向上
- ④ コンプライアンス遵守の組織風土の確立
- ⑤ 顧客情報の適切管理
- ⑥ DX 化の促進

II 事業に関する事項

各事業の収益費用は、別紙活動明細書に記載の通り

1. 青少年の健全育成のための自然体験活動及び環境教育の推進に関する事業

- ① 子どもたちに体験活動を！をスローガンとし、質・量の両面の充実を図ります。
- ② 事業の全ては、レクリエーション原理とグループワークの方法に基づいて企画し、運営します。また、アウトドアリーダーやキャンプナースを適時配置します。

事業内容	実施	実施場所	対象・人数
NOCC 冒険きっずキャンプ (無人島体験)	10月10日～ 12日 (2泊3日)	兵庫県立いえしま自然 体験センター松島 (兵庫県姫路市家島町 西島)	小学生～高校生 30人
枚方キャンプ	年8回 夏1泊1回 2泊1回 秋1泊2回 冬1泊2回 春1泊2回	枚方市野外活動センタ ー	小学生 40人
猪名川町キャンプ	年3回 (日帰り)	大野アルプスランド	親子 10組
びわいちキャンプ	9月19日～ 21日 (2泊3日)	守山市立美崎公園ほか	親子 10組
チャレンジ！海洋キャンプ	8月18日～ 20日 (2泊3日)	大阪府立青少年海洋 センター	小学生・中学生 40人
NJOC 対象事業 ツリーイング体験 (9月子ども、10月親子)	9月21日 10月18日	八尾市立大畑山青少年 野外活動センター	各回 10人
海洋ファミリーキャンプ	6月6日～7日 10月24日～ 25日 (1泊2日)	大阪府立青少年海洋 センター	親子 10組 30人

スキーキャンプ in 信州	12月25日～ 28日 (3泊4日)	爺が岳スキー場 長野県大町温泉郷	小学生・中学生 80人
雪遊びキャンプ	1月9日～11日 (2泊3日)	兵庫県立兎和野高原野 外教育センター（兵庫 県美方郡香美町）	小学生・中学生 30人
チームビルディング・人間関係 トレーニング・自然体験活動等 をテーマとするコンサルティング サービス事業	年間	運営施設及び関係施設	小・中・高校・ 大学・専門学校 関係機関・団 体・企業等
ナックジュニアーズアウトドアクラ ブ（NJOC）会員	年間		800人

2. 自然体験活動指導者および環境教育プログラム指導者の養成に関する事業

自然体験活動指導者養成講習会 (NEAL リーダーの養成)	2月	寝屋川市野外活動セン ター	一般 20人
キャンプインストラクター養成講 習会	2月	大阪府立青少年海洋セ ンター	一般 20人
プロジェクトワイルドエデュケー ター養成講習会	2月	寝屋川市野外活動セン ター	一般 20人
キャンプナース講習会	3月	大阪府立青少年海洋セ ンター	一般 20人
星のソムリエ®養成講座	9月～3月	四條畷市立野外活動セ ンター他	一般 30人
アウトドアリーダー育成事業	年間	寝屋川市野外活動セン ター他	大学生 200人

アウトドアリーダー育成及び活動について

ナックアウトドアリーダーは、青少年育成や自然体験活動に興味関心のある大学生が所定の研修を経て、ナックの様々な事業場面で子どもたちの生活や活動をサポートする大切な役割を担っています。

次の3つの組織に分かれ活動します。

- ・創造部
- ・南ブロック（八尾市立大畑山青少年野外活動センター、竜田古道の里山公園）
- ・北ブロック（寝屋川市野外活動センター、四條畷市立野外活動センター）

研修内容

内 容	実施	実施場所	対象・人数
第1回 ガイダンス	4月3回	難波市民学習センター (2回) オンライン(1回)	大学生 100人
第2回 各ブロック研修	4月	寝屋川市野外活動センター 他	大学生 100人
第3回 各ブロック研修	5月	寝屋川市野外活動センター 他	大学生 100人
第4回 体験会	5月	八尾市立大畑山青少年野外 活動センター	大学生 50人
第5回 新人研修・委嘱式	6月	竜田古道の里山公園	大学生 50人
第6回 普通救命講習 夏季事業研修	7月	八尾市立大畑山青少年野外 活動センター	大学生 100人
第7回 夏季事業評価研修	9月	竜田古道の里山公園	大学生 100人
第8回 冬季事業研修	11月	八尾市立大畑山青少年野外 活動センター	大学生 100人
第9回 自然体験活動指導者養成講習会 (NEAL リーダーの養成)	2月	寝屋川市野外活動センター	大学生 50人
第10回 ランクアップ研修、卒業式	2月	八尾市立大畑山青少年野外 活動センター	大学生 100人

3. 自然体験活動指導者の派遣に関する事業

講師・指導員・インストラクターの派遣事業

派遣先：小・中・高校・専門学校・大学への自然体験活動パッケージプログラム提案事業

4. 野外活動施設の運営に関する事業

(1) 寝屋川市野外活動センター

施設概要

所在地 大阪府四條畷市下田原 2237

指定管理期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

面積 19,929㎡

主要施設 ロッジ10棟(宿泊定員250名)、

炊事場2か所（温水設備有）、シャワー棟、工作室、自然学習室、天体ドーム、野鳥観察小屋、アスレチック施設、オリエンテーション広場（屋外ステージ）、管理事務所、管理棟（会議室・浴室・保健室）、展望台

令和8年度の計画

利用人数 14,000 人（宿泊：6,000 人、日帰り：8,000 人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
日帰	400	900	800	850	1,200	600	550	1,000	400	350	250	700	8,000
宿泊	400	700	600	600	1,050	550	400	650	250	150	150	500	6,000
合計	800	1,600	1,400	1,450	2,250	1,150	950	1,650	650	500	400	1,200	14,000

主催事業

事業内容	実施	対象・人数
森のがっこう Nature クラス	年間 日帰り9回 宿泊1回	小学1年生・2年生 40人
森のがっこう Adventure クラス	年間 日帰り5回 宿泊3回	小学3年生～6年生 30人
森のがっこう いきものみつけ隊	年間 日帰り9回 宿泊1回	小学生 30人
夏・秋・冬・春の小学生キャンプ	夏3回 秋1回 冬2回 春1回 1泊2日 2泊3日	小学生 各回40人
親子デイキャンプ	年間 日帰り10回	家族 各回30人
親子宿泊キャンプ	5月 9月 1泊2日	家族 各回30人

受託事業

学校バックプログラム	年間 日帰り 1泊	小・中・高校・大学・専門学校
四季のバックプログラム	年間 日帰り	20人以上の団体

地域連携

寝屋川市自然を学ぶ会

(2) 八尾市立大畑山青少年野外活動センター

施設概要

所在地 大阪府八尾市恩智中町 4-55

指定管理期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日

面積 20,107 m²

主要施設 5カ所のキャンプサイト（自炊場・集会用大型テント・テーブル・イスが配置）
ファイヤー場、グラウンド、シャワー室、体育館、研修室（洋室2室、和室2室）

令和 8 年度の計画

利用人数 81,500 人 キャンプ場：18,100 人（宿泊：1,100 人、日帰り：17,000 人）

体 育 館：18,400 人

研 修 室：45,000 人

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
日帰	2,000	2,500	1,500	1,500	1,800	1,000	1,500	1,200	1,200	600	600	1,000	17,000
宿泊	100	150	50	200	200	150	100	100	100	10	10	180	1,100
体育館	1,200	2,000	2,000	1,500	2,000	1,300	1,500	1,600	1,400	1,200	1,200	1,500	18,400
和室	1,300	2,400	1,700	1,600	2,000	1,500	1,600	1,500	1,500	1,200	1,200	1,500	19,000
洋室	2,200	2,500	2,200	2,200	2,600	2,200	2,200	2,200	2,200	1,700	1,800	2,000	26,000
合計	6,800	10,100	7,450	7,000	8,700	6,150	7,000	6,600	6,400	4,710	4,810	6,180	81,500

主催事業

事業内容	実施	対象・人数
森のようちえん Peekaboo	年間 日帰り 10 回	年中・年長 40 人
森のようちえん Family	年間 日帰り 6 回	年少を中心とした幼児と保護者 10 組 20 人
森のがっこう・ネイチャークラス	年間 日帰り 8 回 宿泊 1 回	小学 1 年生・2 年生 40 人
森のがっこう・アドベンチャークラス	年間 日帰り 4 回 宿泊 3 回	小学 3 年生～6 年生 40 人
森のがっこう・いきものみっけ隊	年間 日帰り 3 回 宿泊 1 回	小学生 30 人
夏・冬・春休みこどもキャンプ	夏 3 回 冬 2 回 春 1 回 1 泊 2 日 2 泊 3 日	小学生 各回 40 人
親子でおもいっきりキャンプ	年間 日帰り 6 回 宿泊 2 回	家族 各回 30 人
親子で森のようちえん てくてく (南高安地区対象子育て支援事業)	年間 日帰り 4 回	就園前の幼児とその保護者 各回 20 人
夜のいきもの観察会	7 月 日帰り 2 回	家族 各回 10 組 20 人

受託事業

八尾市ジュニアリーダー養成研修会	年間 日帰り 6 回 宿泊 1 回	中高生
八尾市リーダースクール	年間 日帰り 6 回 宿泊 1 回	小学 4 年生～6 年生
YAP (Yao Adventure Program)	年間 日帰り	小学生～大人

学校バックプログラム	年間 日帰り	小・中・高校・大学・専門学校
四季のバックプログラム	年間 日帰り	20人以上の団体

地域連携

大畑山ボランティアの会

南高安地区自治振興委員会

南高安地区民生委員児童委員会

(3) 四條畷市立野外活動センター

施設概要

所在地 大阪府四條畷市逢阪 408 番地の 1

指定管理期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日

面積 8,035 m²

主要施設 管理棟・野外施設（野外炊事場・多目的広場・アーチハウスなど）

天体観測室（310mm ニュートン式反射望遠鏡）など

令和 8 年度の計画

利用人数 8,550 人

宿 泊 550 人

日帰り 8,000 人

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
日帰り	700	1,200	600	700	800	800	800	700	500	300	300	600	8,000
宿泊	20	80	20	120	160	50	30	10	60	-	-	100	550
合計	720	1,280	620	820	960	850	830	710	560	300	300	700	8,550

主催事業

事業内容	実施	対象・人数
SORA 森のようちえん	年間 日帰り 10 回 宿泊 1 回	年中・年長 各回 30 人
畷の森 こども自然とあそびの教室	年間 日帰り 9 回 宿泊 1 回	小学生 各回 30 人
SORA 子ども宿泊キャンプ	夏 2 回 秋 1 回 冬 2 回 春 2 回 1 泊 2 日	小学生 各回 40 人
SORA 子どもデイキャンプ	夏 2 回 秋 1 回 冬 2 回 春 1 回 日帰り	小学生 各回 40 人

SORA ファミリーデイキャンプ	年間 日帰り 6 回	家族 各回 10 組
SORA ☆星の学校	年間 日帰り 12 回	家族 各回 10 組
SORA 流星群観望会 ペルセウス座流星群 ふたご座流星群	8 月 12 月 日帰り 1 回 日帰り 1 回	家族 各回 20 組
SORA スター＆ファイヤーナイト	冬季 日帰り 4 回	一般 各回 10 組
SORA サマーフェス ～第 25 回キャンプ場開き～	7 月 日帰り 1 回	一般 200 人

受託事業

四條畷市教育支援センター 自然体験キャンプ	日帰り 3 回	小学生・中学生
学校バックプログラム	年間 日帰り・宿泊	小・中・高校・大学・専門学校
四季バックプログラム	年間 日帰り	20 人以上の団体

地域連携

なわて天文クラブ

(4) 竜田古道の里山公園（柏原市）

施設概要

所在地 大阪府柏原市雁多尾畑 652-9

指定管理期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日

面積 34,835 ㎡

主要施設 管理事務所、セミナーハウス

屋根付き野外炊事場

テントサイト、グランドゴルフ場

RV パーク

令和 8 年度の計画

利用人数 44,500 人

日帰り 41,200 人

宿 泊 3,300 人

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
日帰	4,000	4,500	2,500	3,700	4,500	4,000	3,000	3,000	2,500	1,500	3,000	5,000	41,200
宿泊	120	250	150	400	500	550	250	200	250	50	230	350	33,00
合計	4,120	4,750	2,650	4,100	5,000	4,550	3,250	3,200	2,750	1,550	3,230	5,350	44,500

主催事業

事業内容	実施	対象・人数
森のがっこう	年間 日帰り 8回 宿泊 2回	小学生 40人
森のがっこう（上級コース）	年間 日帰り 5回 宿泊 3回	小学3年～中学生 40人
森のようちえん	日帰り 3回	年中・年長 各回30人
ファミリーキャンプ	日帰り 2回 宿泊 1回	家族 各回10組
サマーキャンプ	8月 宿泊 2回	小学生 各回40人
ひとり親家庭応援キャンプ	8月 宿泊 1回	小学生 20人
オータムフェスタ	10月 日帰り 1回	一般 100人
かしわらし こどもキャンプ	10月 宿泊 1回	柏原市内在住小学生 30人
オータムキャンプ	10月 宿泊 1回	小学生 30人
ウィンターキャンプ	12月 宿泊 2回	小学生 各回40人
スプリングキャンプ	3月 宿泊 2回	小学生 各回40人
星のソムリエとスターウォッチング	年間 日帰り 4回	一般 各回5組
焚き火カフェ	年間 日帰り	家族・グループ

受託事業

さくらライトアップ	3月	一般
学校パックプログラム	年間 日帰り	小・中・高校・大学・専門学校
四季パックプログラム	年間 日帰り	20人以上の団体

地域連携

里山会

柏原市マイクロツーリズム連携協議会

(5) 大阪府立青少年海洋センター

施設概要

所在地 大阪府泉南郡岬町淡輪 6190

指定管理期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日

面積 64,945 m²

主要施設

海洋センター

宿泊管理棟

宿泊室 42 室（定員 300 人）

管理事務所、食堂、シャワールーム

集会展示棟

研修室8室、展望デッキ

体育館兼総合ホール、ヨットハウス

屋外施設 スタッフキャビン、艇庫、自炊場（2ヶ所）、キャンプファイヤー場（5ヶ所）、浮桟橋、テーブルリフター

船舶 エンジン艇：指導救助艇7艇、大型クルーザー「はくちょう号」1艇

プログラム艇：小型ヨット30艇、中型ヨット7艇、カッターボート9艇

カヌー（シングル艇36艇・ダブル30艇）

令和8年度の計画

利用人数

海洋センター利用人数 53,000 人

宿泊 23,500 人 日帰り 29,500 人

※運輸局に「一般不定期航路事業」の登録をして事業を行うため、定款第5条に「海上運送に基づく船舶運航事業」の文言を追加して対応する

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
日帰	2,000	4,500	4,000	4,000	3,500	4,000	3,800	2,000	500	100	100	1,000	29,500
宿泊	1,500	3,500	3,500	4,500	3,000	3,500	2,000	1,000	500	0	0	500	23,500
合計	3,500	8,000	8,000	8,500	6,500	7,500	5,800	3,000	1,000	100	100	1,500	53,000

主催事業

事業内容	実施	対象・人数
海洋キッズマリクラブ	年間7回 日帰り1回 宿泊6回	小学生～高校生 60人
海のようにえん	年間7回 日帰り6回 宿泊1回	年中・年長 50人
くらたんGWキャンプ	5月 1泊2日 1回	小学生 40人
海のおくぱりキャン	8月 2泊3日 1回	小学3年生～中学生 40人
くらたんうきうきキャンプ	8月 2泊3日 1回	小学1年生～2年生 40人

くらたんサンSUNキャンプ	8月 2泊3日 2回	小学生 各回 50人
くらたん生き物発見キャンプ	10月 1泊2日 1回	小学生 40人
くらたんクリスマスキャンプ	12月 1泊2日 1回	小学生 40人
くらたんスプリングキャンプ	3月 1泊2日 1回	小学生 40人
マリフレンドシップキャンプ	8月 1泊2日 1回	障がい児 各回 10人
マリフレンド親子キャンプ	9月 1泊2日 1回	障がい児者と家族 10人
ふれあいユニバーサリィーキャンプ	5月 6月 11月 日帰り 3回	障がい児者と家族 各回 10人
夏のファミリーくらたんキャンプ	8月 2泊3日 1回	家族 12組
秋のファミリーくらたんキャンプ	10月 1泊2日 1回	家族 12組
春のファミリーくらたんキャンプ	4月 3月 1泊2日 2回	家族 12組
1day ファミリーフィッシング	10月 日帰り 4回	家族 各回 20組
親子フィッシングキャンプ	11月 1泊2日 1回	家族 15組
セーリング教室	6月 7月 9月 日帰り 3回	一般 各回 7人
マリンフェスティバル	4月 9月 日帰り 2回	一般 300人
冬のイベント	12月 1月 2月 日帰り 3回	家族 各回 10組
パラマウント・チャレンジ・カヌー (一般社団法人日本障害者カヌー協会に運営協力)	6月 日帰り 1回	障がい児者 30人
シーカヤックチャレンジ (一般財団大阪府青少年活動財団共催)	9月 1泊2日 1回	障がい者 40人
せんなん里海祭り (実行委員会参画)	1月 日帰り 1回	一般 300人
せんなん里海フェス (実行委員会参画)	9月 日帰り 1回	一般 300人

(6) 大野アルプスランド

施設概要

所在地 兵庫県川辺郡猪名川町柏原字尾野ヶ嶽1-1

指定管理期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

面積 95,000㎡

主要施設 キャンプサイト(20区画)、猪名川天文台、展示学習施設、休憩棟(避難小屋)、
トイレ棟、炊事棟、野外ステージ、グラウンド(RVパーク)等

令和8年度の計画

利用人数 8,000人

日帰り 1,000人 宿泊 1,500人 天文台 5,500人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
日帰り	100	120	80	100	120	80	80	80	50	50	40	100	1,000
宿泊	100	200	100	150	200	150	200	150	100	30	20	100	1,500
天文台	300	500	500	800	800	700	500	500	300	200	100	300	5,500

主催事業

事業内容	実施	対象・人数
生きる力検定キャンプ	年間 日帰り 11回 宿泊 1回	小学生 各回 30人
アルプス宇宙探検隊	年間 日帰り 12回	家族 各回 10家族
夏休み 星空キャンプ	夏 2回 1泊2日	小学生 各回 20人
冬休み たき火と星空キャンプ	冬 1回 1泊2日	小学生 各回 20人
春休み 星空キャンプ	春 2回 1泊2日	小学生 各回 20人
流星群観望会 8月 ペルセウス座流星群観測会 12月 ふたご座流星群観望会	年 2回 日帰り	家族 各回 10組

地域連携

猪名川天文台運営委員会

猪名川町観光協会

5. 青少年育成関係団体機関との連携協調に関する事業

- ① 公民連携事業
 - ・枚方市野外活動センター地域連携事業
- ② 地域連携事業
 - ・柏原市マイクロツーリズム推進協議会事務局運営及び関連事業
- ③ 青少年育成団体連携事業
 - ・アウトドアチャレンジ実行委員会

6. 青少年育成に関する調査研究広報に関する事業

- ① 各種事業参加者等の満足度調査
- ② 施設利用者の満足度調査
- ③ 指定管理者制度にともなう関係各市のモニタリング調査
- ④ 広報紙『N ACTION』の発行
- ⑤ ホームページ・SNSによる情報の発信

7. 旅行サービス手配業

- ① 地域子ども会等の行事実施を支援（容易化）するための会場・バス等手配
- ② 事業実施に伴う会場・バス等手配

8. その他目的を達成するために必要な事業

枚方市野外活動センター運営業務受託事業

受託期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

所在地 枚方市穂谷 4550 番地 面積 183,400 m²

9. 連携協調団体・組織

- ・一般財団法人大阪府青少年活動財団
- ・一般財団法人大阪府こども会育成連合会
- ・公益財団法人大阪府レクリエーション協会
- ・特定非営利活動法人自然体験活動推進協議会（CONE）
- ・公益社団法人日本キャンプ協会
- ・大阪府キャンプ協会
- ・関西環境教育学会
- ・生駒市子ども・若者支援ネットワーク
- ・子ども・若者支援専門職養成研究所
- ・アウトドアチャレンジ実行委員会
- ・関西サイクルスポーツセンター
- ・寝屋川市自然を学ぶ会
- ・大阪サイクリング協会
- ・学校法人龍谷大学
- ・一般社団法人日本障害者カヌー協会
- ・柏原市マイクロツーリズム推進協議会
- ・公益社団法人日本環境教育フォーラム
- ・一般社団法人日本RV協会
- ・環境パートナーシップ協議会サソテナやお
- ・一般社団法人日本看護教育支援協会

令8年度活動予算明細書

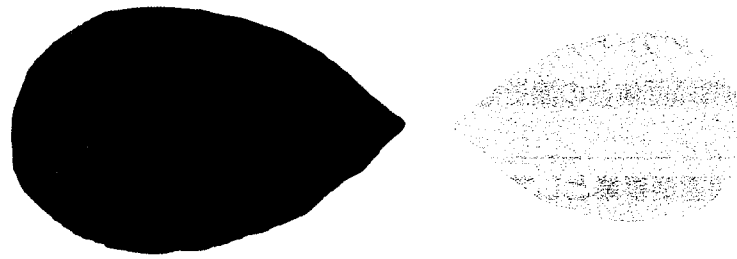
(単位:千円)

令8年4月1日から令和9年3月31日まで

事業部門													
科目	①野外活動施設の運営に関する事業						計	④調査研究広報	⑤連携協働事業	⑥その他必要な事業	事業部門計	管理部門	合計
	篠田川 センター	八咫 センター	四国緑園 センター	電田吉道の 里山公園	大野アリスランド	期間センター							
経路収入													
1. 受取会費													
正会費							0					400	400
賛助会費							0					200	200
計							0				0	600	600
2. 事業収益													
自然体験活動事業	9,056										9,856		9,856
旅行サービス配事業										6,958		6,958	
指導者養成事業	1,109										1,109		1,109
連携協働事業								11,000			11,000		11,000
野外活動施設運営事業													0
利用料		6,500	10,000	1,140	3,000	3,650					24,290		24,290
事業参加費		11,500	16,100	4,800	8,892	2,870					44,162		44,162
租収入		2,800	2,300	700	900	250					6,550		6,550
委託料		18,900	12,960	14,000	18,000	8,000				29,150	101,010		101,010
支援金						0					0		0
独自事業										1,630	1,630		1,630
人件費受取収入							43,213				43,213		43,213
計	9,856	1,109	0	39,700	41,360	20,640	30,392	43,213	11,000	6,958	249,778	0	249,778
3. その他の収益													
受取補助金													
受取利息													
受取寄付金													
雑収入													
計		0	0	0	0	0	0	0	0		2,805	2,805	2,805
経常収入合計	9,856	1,109	0	39,700	41,360	20,640	30,392	43,213	11,000	6,958	249,778	3,405	253,183
経常支出													
1. 人件費													
給料		9,693		8,400	7,128	4,536	21,308	1,500			59,693	6,209	65,902
通勤交通費		664		390	4,138		1,633	360			4,528	393	4,921
時間外勤務		700		740	550		1,687	0			3,982	60	4,042
休日勤務手当							487				487	0	487
宿直手当		630		280	104	192	800	100			2,150	0	2,150
住居手当		0		0	324	0	840	0			1,515	0	1,515
期末手当		1,092		800	400	700	2,476	200			6,424	687	7,111
福利厚生費		45		40	20	105	280	40			325	15	340
退職金支出		364		411	300	413	841	50			2,631	229	2,860
法定福利費		1,898		2,244	720	1,305	4,549	360			12,495	1,261	13,756
福利厚生事業費												1,500	1,500
退職手当												0	0
計		15,082		13,579	10,919	6,929	34,726	2,610			94,215	10,354	104,569
事務補助費		24		12	128		0	0			216	3,400	3,616
事務補助費		16		10	28		0	0			61	1,120	1,181
計		40		22	196		0	0			277	4,520	4,797
職代理金		1,920		1,710	2,300	2,880	6,000	2,765			22,435	1,300	23,935
燃料運賃				116	476		360				1,000	1,476	1,476
委託交通費		180		36	96	69	241				465	180	1,267
計		2,100		1,746	3,092	3,369	3,006	241			25,198	1,400	26,578
人件費計		17,222		15,347	9,317	14,207	37,732	8,970			119,690	16,354	136,044
2. その他の費用													
経費	328	884		800	300	270	75			183	272	180	3,517
旅費交通費	580	1,200		620	972	1,200	85			130	3,887	266	5,248
消耗品費	1,425	2,000		2,300	1,700	2,900	295			1,000	11,468	720	22,930
使用料賃借料	1,782	2,700		2,700	1,855	2,400	180			1,500	5,600	5,600	17,330
通信運搬費	72	80		660	360	480	180			20	12	2,398	3,398
保険料	320	320		320	504	150	150			0	2,148	630	2,778
賃料	2,435	2,500		2,820	730	1,213	185			2,500	13,388	300	13,688
燃料費	20	500		110	201	165	65			50	1,276	0	1,276
支払手数料	13	1,200		170	60	24	24			20	700	720	2,931
支払食料金		80		60	310	110	310			80	780	110	1,670
印刷製本費	271	400		360	320	480	200			120	2,231	300	2,531
支払保険料	0	3,600		4,000	410	1,920	830			3,500	14,260	0	17,900
業務費	273	480		580	260	464	38			100	2,252	0	2,252
光熱水費	0	1,600		2,400	1,310	1,200	1,040			0	7,850	300	7,850
修繕費		1,000		1,200	900	240	500			0	4,020	0	4,020
賃借料		99		0	60	0	60			80	939	400	939
什器備品費		90		0	100	400	100			0	920	600	1,320
返還金		0		0	36	0	0			0	0	0	0
相対公課		150		50	100	0	0			100	436	100	536
支払消費税	910	2,168		2,501	1,100	1,539	594			657	12,804	0	12,804
独自事業											460	460	460
その他の経費計	7,398	2,821		20,521	8,761	13,733	4,911			0	114,986	11,546	126,432
経常支出合計	7,398	37,743	0	18,078	27,940	13,881	38,958			0	223,130	27,900	251,030
経常収支差額	2,458	1,957	0	3,632	2,562	2,452	889	4,255		0	26,648	2,153	28,801
3. 経常外収益													
経常外費用												0	0
当期経常外収益額													
当期経常外費用額													
当期経常外収益差額													
前期繰越正味財産額													
次期繰越正味財産額													

令和9年度 特定非営利活動法人ナック 事業計画書

事業期間：令和9年4月1日～令和10年3月31日



NAC

Nature Adventure Culture

はじめに

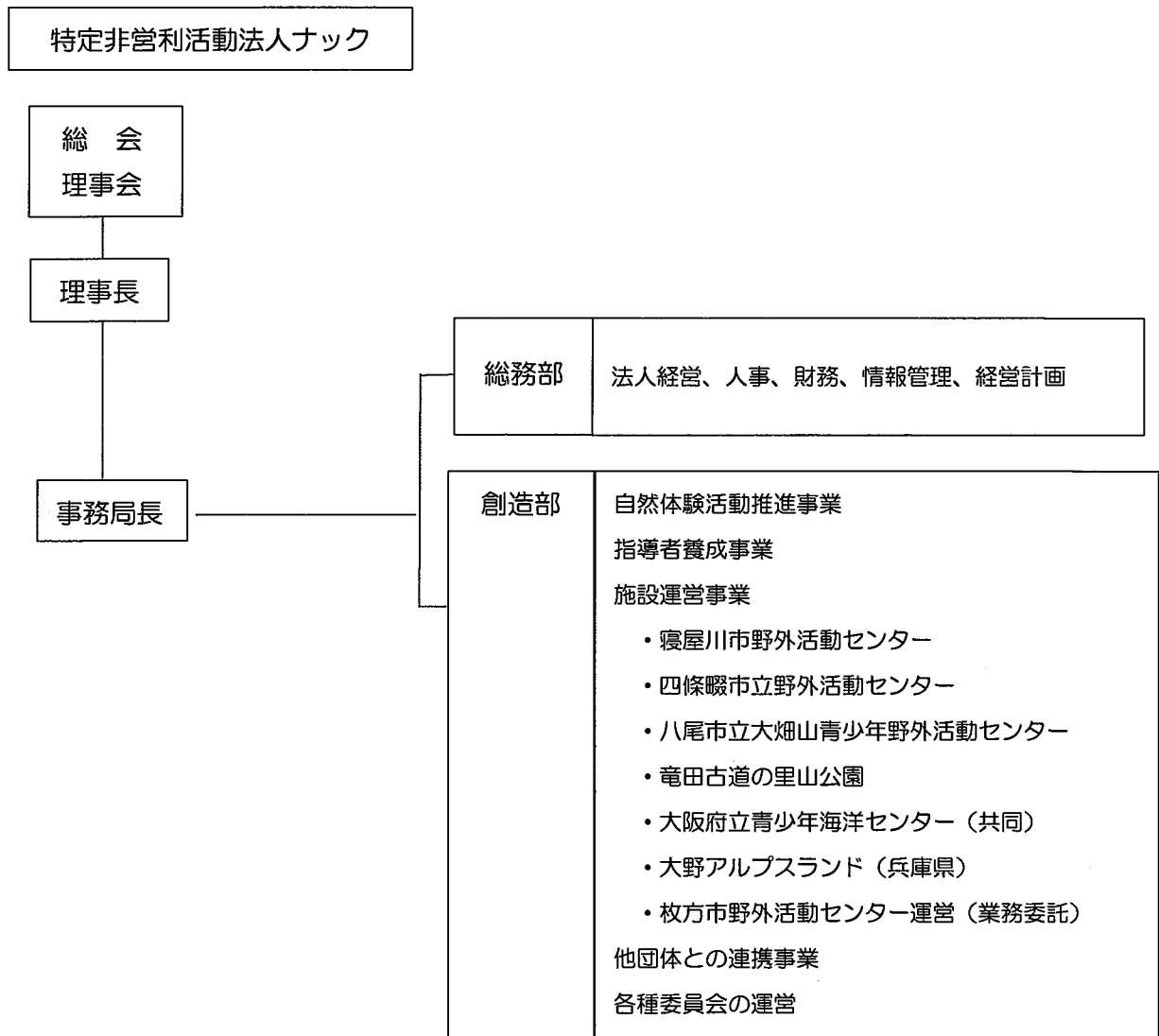
特定非営利活動法人ナック（NAC）（以下「ナック」という）は、青少年の自然体験活動及び環境教育に関する事業の実施、また、青少年活動指導者の養成や地域における青少年育成活動への支援などに関する事業を行うことにより、青少年の健全育成に寄与することを目的として、青少年育成、野外活動、環境教育等に専門的に関わってきた有志が平成 13 年 12 月に設立した今年度で26周年を迎える NPO 法人です。

設立以来、ユースサービスエイジェンシー（youth service agency）として、①自然体験・生活体験等のいわゆる「直接体験」機会の提供 ②「魅力的あるプログラム」の開発・提供 ③専属アウトドアリーダー（大学生ボランティア）の養成・確保 ④安全安心の野外施設の運営⑤関係団体との連携等に努めています。

また、最重要事業として取り組んでいる「自然体験活動をとおして青少年の健全育成に寄与する」ため、一層の充実を図ります。

I 法人運営に関する事項

1. 組織図



2. 法人経営

(1) 会員の増強 正会員および賛助会員の増強

(2) 会議

令和9年5月12日（水） 第1回理事会 於 本部事務局

- ・令和8年度事業報告及び決算報告

令和9年5月26日（水） 通常総会 於 本部事務局

- ・令和8年度事業報告及び決算報告承認

- ・令和9年度事業計画、予算

令和10年3月17日（金） 第2回理事会 於 本部事務局

- ・令和10年度事業計画及び予算事務局案の審議

(3) 運営方針

- ① 認定特定非営利活動法人認証へのロードマップの作成
- ② ガバナンス強化のための事務局体制の検証
- ③ 危機管理能力（リスクヘッジ）の向上
- ④ コンプライアンス遵守の組織風土の確立
- ⑤ 顧客情報の適切管理
- ⑥ DX 化の促進

Ⅱ 事業に関する事項

各事業の収益費用は、別紙活動明細書に記載の通り

1. 青少年の健全育成のための自然体験活動及び環境教育の推進に関する事業

- ① 子どもたちに体験活動を！をスローガンとし、質・量の両面の充実を図ります。
- ② 事業の全ては、レクリエーション原理とグループワークの方法に基づいて企画し、運営します。また、アウトドアリーダーやキャンプナースを適時配置します。

事業内容	実施	実施場所	対象・人数
NOCC 冒険きっずキャンプ (無人島体験)	10月 (2泊3日)	兵庫県立いえしま自然 体験センター松島 (兵庫県姫路市家島町 西島)	小学生～高校生 30人
枚方キャンプ	年8回 夏1泊1回 2泊1回 秋1泊2回 冬1泊2回 春1泊2回	枚方市野外活動センタ ー	小学生 40人
猪名川町キャンプ	年3回 (日帰り)	大野アルプスランド	親子 10組
びわいちキャンプ	9月 (2泊3日)	守山市立美崎公園ほか	親子 10組
チャレンジ！海洋キャンプ	8月 (2泊3日)	大阪府立青少年海洋 センター	小学生・中学生 40人
NJOC 対象事業 ツリーイング体験 (9月子ども、10月親子)	9月 10月	八尾市立大畑山青少年 野外活動センター	各回 10人
海洋ファミリーキャンプ	6月 10月 (1泊2日)	大阪府立青少年海洋 センター	親子 10組 30人

スキーキャンプ in 信州	12月 (3泊4日)	爺が岳スキー場 長野県大町温泉郷	小学生・中学生 80人
雪遊びキャンプ	1月 (2泊3日)	兵庫県立兎和野高原野 外教育センター（兵庫 県美方郡香美町）	小学生・中学生 30人
チームビルディング・人間関係 トレーニング・自然体験活動等 をテーマとするコンサルティング サービス事業	年間	運営施設及び関係施設	小・中・高校・ 大学・専門学校 関係機関・団 体・企業等
ナックジュニアーズアウトドアクラ ブ（NJOC）会員	年間		800人

2. 自然体験活動指導者および環境教育プログラム指導者の養成に関する事業

内 容	実施	実施場所	対象・人数
自然体験活動指導者養成講習会 （NEAL リーダーの養成）	2月	寝屋川市野外活動セン ター	一般 20人
キャンプインストラクター養成講 習会	2月	大阪府立青少年海洋セ ンター	一般 20人
プロジェクトワイルドエデュケー ター養成講習会	2月	寝屋川市野外活動セン ター	一般 20人
キャンプナース講習会	3月	大阪府立青少年海洋セ ンター	一般 20人
星のソムリエ®養成講座	9月～3月	四條畷市立野外活動セ ンター他	一般 30人
アウトドアリーダー育成事業	年間	寝屋川市野外活動セン ター他	大学生 200人

アウトドアリーダー育成及び活動について

ナックアウトドアリーダーは、青少年育成や自然体験活動に興味関心のある大学生が所定の研修を経て、ナックの様々な事業場面で子どもたちの生活や活動をサポートする大切な役割を担っています。

次の3つの組織に分かれ活動します。

- ・創造部
- ・南ブロック（八尾市立大畑山青少年野外活動センター、竜田古道の里山公園）
- ・北ブロック（寝屋川市野外活動センター、四條畷市立野外活動センター）

研修内容

内 容	実施	実施場所	対象・人数
第1回 ガイダンス	4月3回	難波市民学習センター (2回) オンライン(1回)	大学生 100人
第2回 各ブロック研修	4月	寝屋川市野外活動センター 他	大学生 100人
第3回 各ブロック研修	5月	寝屋川市野外活動センター 他	大学生 100人
第4回 体験会	5月	八尾市立大畑山青少年野外 活動センター	大学生 50人
第5回 新人研修・委嘱式	6月	竜田古道の里山公園	大学生 50人
第6回 普通救命講習 夏季事業研修	7月	八尾市立大畑山青少年野外 活動センター	大学生 100人
第7回 夏季事業評価研修	9月	竜田古道の里山公園	大学生 100人
第8回 冬季事業研修	11月	八尾市立大畑山青少年野外 活動センター	大学生 100人
第9回 自然体験活動指導者養成講習会 (NEAL リーダーの養成)	2月	寝屋川市野外活動センター	大学生 50人
第10回 ランクアップ研修、卒業式	2月	八尾市立大畑山青少年野外 活動センター	大学生 100人

3. 自然体験活動指導者の派遣に関する事業

講師・指導員・インストラクターの派遣事業

派遣先：小・中・高校・専門学校・大学への自然体験活動パッケージプログラム提案事業

4. 野外活動施設の運営に関する事業

(1) 寝屋川市野外活動センター

施設概要

所在地 大阪府四條畷市下田原 2237

指定管理期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

面積 19,929㎡

主要施設 ロッジ10棟(宿泊定員250名)、

炊事場2か所（温水設備有）、シャワー棟、工作室、自然学習室、天体ドーム、野鳥観察小屋、アスレチック施設、オリエンテーション広場（屋外ステージ）、管理事務所、管理棟（会議室・浴室・保健室）、展望台

令和9年度の計画

利用人数 14,000人（日帰り：8,000人、宿泊：6,000人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
日帰	400	900	800	850	1,200	600	550	1,000	400	350	250	700	8,000
宿泊	400	700	600	600	1,050	550	400	650	250	150	150	500	6,000
合計	800	1,600	1,400	1,450	2,250	1,150	950	1,650	650	500	400	1,200	14,000

主催事業

事業内容	実施	対象・人数
森のがっこう Nature クラス	年間 日帰り9回 宿泊1回	小学1年生・2年生 40人
森のがっこう Adventure クラス	年間 日帰り5回 宿泊3回	小学3年生～6年生 30人
森のがっこう いきものみっけ隊	年間 日帰り9回 宿泊1回	小学生 30人
夏・秋・冬・春の小学生キャンプ	夏3回 秋1回 冬2回 春1回 1泊2日 2泊3日	小学生 各回40人
親子デイキャンプ	年間 日帰り10回	家族 各回30人
親子宿泊キャンプ	5月 9月 1泊2日	家族 各回30人

受託事業

学校バックプログラム	年間 日帰り 1泊	小・中・高校・大学・専門学校
四季のバックプログラム	年間 日帰り	20人以上の団体

地域連携

寝屋川市自然を学ぶ会

（2）八尾市立大畑山青少年野外活動センター

施設概要

所在地 大阪府八尾市恩智中町4-55

指定管理期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日

面積 20,107㎡

主要施設 5カ所のキャンプサイト（自炊場・集会用大型テント・テーブル・イスが配置）
ファイヤー場、グラウンド、シャワー室、体育館、研修室（洋室2室、和室2室）

令和9年度の計画

利用人数 81,500人 キャンプ場：18,100人（日帰り：17,000人、宿泊：1,100人）

体 育 館：18,400人

研 修 室：45,000人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
日帰	2,000	2,500	1,500	1,500	1,800	1,000	1,500	1,200	1,200	600	600	1,000	17,000
宿泊	100	150	50	200	200	150	100	100	100	10	10	180	1,100
体育館	1,200	2,000	2,000	1,500	2,000	1,300	1,500	1,600	1,400	1,200	1,200	1,500	18,400
和室	1,300	2,400	1,700	1,600	2,000	1,500	1,600	1,500	1,500	1,200	1,200	1,500	19,000
洋室	2,200	2,500	2,200	2,200	2,600	2,200	2,200	2,200	2,200	1,700	1,800	2,000	26,000
合計	6,800	10,100	7,450	7,000	8,700	6,150	7,000	6,600	6,400	4,710	4,810	6,180	81,500

主催事業

事業内容	実施	対象・人数
森のようちえん Peekaboo	年間 日帰り 10回	年中・年長 40人
森のようちえん Family	年間 日帰り 6回	年少を中心とした幼児と保護者 10組 20人
森のがっこう・ネイチャークラス	年間 日帰り 8回 宿泊 1回	小学1年生・2年生 40人
森のがっこう・アドベンチャークラス	年間 日帰り 4回 宿泊 3回	小学3年生～6年生 40人
森のがっこう・いきものみっけ隊	年間 日帰り 3回 宿泊 1回	小学生 30人
夏・冬・春休みこどもキャンプ	夏3回 冬2回 春1回 1泊2日 2泊3日	小学生 各回 40人
親子でおもいっきりキャンプ	年間 日帰り6回 宿泊2回	家族 各回 30人
親子で森のようちえん てくてく （南高安地区対象子育て支援事業）	年間 日帰り 4回	就園前の幼児とその保護者 各回 20人
夜のいきもの観察会	7月 日帰り 2回	家族 各回 10組 20人

受託事業

八尾市ジュニアリーダー養成研修会	年間 日帰り 6回 宿泊 1回	中高生
八尾市リーダースクール	年間 日帰り 6回 宿泊 1回	小学4年生～6年生
YAP（Yao Adventure Program）	年間 日帰り	小学生～大人

学校バックプログラム	年間 日帰り	小・中・高校・大学・専門学校
四季のバックプログラム	年間 日帰り	20人以上の団体

地域連携

大畑山ボランティアの会

南高安地区自治振興委員会

南高安地区民生委員児童委員会

(3) 四條畷市立野外活動センター

施設概要

所在地 大阪府四條畷市逢阪 408 番地の 1

指定管理期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日

面積 8,035 ㎡

主要施設 管理棟・野外施設（野外炊事場・多目的広場・アーチハウスなど）
天体観測室（310mm ニュートン式反射望遠鏡）など

令和 9 年度の計画

利用人数 8,550 人（日帰り：8,000 人、宿泊：550 人）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
日帰り	700	1,200	600	700	800	800	800	700	500	300	300	600	8,000
宿泊	20	80	20	120	160	50	30	10	60	-	-	100	550
合計	720	1,280	620	820	960	850	830	710	560	300	300	700	8,550

主催事業

事業内容	実施	対象・人数
SORA 森のようちえん	年間 日帰り 10 回 宿泊 1 回	年中・年長 各回 30 人
畷の森 こども自然とあそびの教室	年間 日帰り 9 回 宿泊 1 回	小学生 各回 30 人
SORA 子ども宿泊キャンプ	夏 2 回 秋 1 回 冬 2 回 春 2 回 1 泊 2 日	小学生 各回 40 人
SORA 子どもデイキャンプ	夏 2 回 秋 1 回 冬 2 回 春 1 回 日帰り	小学生 各回 40 人
SORA ファミリーデイキャンプ	年間 日帰り 6 回	家族 各回 10 組

SORA☆星の学校	年間 日帰り 12 回	家族 各回 10 組
SORA 流星群観望会 ペルセウス座流星群 ふたご座流星群	8 月 12 月 日帰り 1 回 日帰り 1 回	家族 各回 20 組
SORA スター&ファイヤーナイト	冬季 日帰り 4 回	一般 各回 10 組
SORA サマーフェス ～第 25 回キャンプ場開き～	7 月 日帰り 1 回	一般 200 人

受託事業

四條畷市教育支援センター 自然体験キャンプ	日帰り 3 回	小学生・中学生
学校パックプログラム	年間 日帰り・宿泊	小・中・高校・大学・専門学校
四季パックプログラム	年間 日帰り	20 人以上の団体

地域連携

なわて天文クラブ

(4) 竜田古道の里山公園（柏原市）

施設概要

所在地 大阪府柏原市雁多尾畑 652-9

指定管理期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日

面積 34,835 m²

主要施設 管理事務所、セミナーハウス

屋根付き野外炊事場

テントサイト、グランドゴルフ場

RV パーク

令和 9 年度の計画

利用人数 44,500 人（日帰り：41,200 人、宿泊：3,300 人）

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
日帰	4,000	4,500	2,500	3,700	4,500	4,000	3,000	3,000	2,500	1,500	3,000	5,000	41,200
宿泊	120	250	150	400	500	550	250	200	250	50	230	350	3,300
合計	4,120	4,750	2,650	4,100	5,000	4,550	3,250	3,200	2,750	1,550	3,230	5,350	44,500

主催事業

事業内容	実施	対象・人数
森のがっこう	年間 日帰り 8回 宿泊 2回	小学生 40人
森のがっこう（上級コース）	年間 日帰り 5回 宿泊 3回	小学3年～中学生 40人
森のようちえん	日帰り 3回	年中・年長 各回30人
ファミリーキャンプ	日帰り 2回 宿泊 1回	家族 各回10組
サマーキャンプ	8月 宿泊 2回	小学生 各回40人
ひとり親家庭応援キャンプ	8月 宿泊 1回	小学生 20人
オータムフェスタ	10月 日帰り 1回	一般 100人
かしわらし こどもキャンプ	10月 宿泊 1回	柏原市内在住小学生 30人
オータムキャンプ	10月 宿泊 1回	小学生 30人
ウィンターキャンプ	12月 宿泊 2回	小学生 各回40人
スプリングキャンプ	3月 宿泊 2回	小学生 各回40人
星のソムリエとスターウォッチング	年間 日帰り 4回	一般 各回5組
焚き火カフェ	年間 日帰り	家族・グループ

受託事業

さくらライトアップ	3月	一般
学校バックプログラム	年間 日帰り	小・中・高校・大学・専門学校
四季バックプログラム	年間 日帰り	20人以上の団体

地域連携

里山会

柏原市マイクロツーリズム連携協議会

(5) 大阪府立青少年海洋センター

施設概要

所在地 大阪府泉南郡岬町淡輪 6190

指定管理期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日

面積 64,945 m²

主要施設

海洋センター

宿泊管理棟

宿泊室 42 室（定員 300 人）

管理事務所、食堂、シャワールーム

集会展示棟

研修室 8 室、展望デッキ

体育館兼総合ホール、ヨットハウス

屋外施設 スタッフキャビン、艇庫、自炊場（2ヶ所）、キャンプファイヤー場（5ヶ所）、浮桟橋、テーブルリフター

船舶 エンジン艇：指導救助艇 7 艇、大型クルーザー「はくちょう号」1 艇

プログラム艇：小型ヨット 30 艇、中型ヨット 7 艇、カッターボート 9 艇

カヌー（シングル艇 36 艇・ダブル 30 艇）

令和9年度の計画

利用人数 53,000 人（日帰り：29,500 人、宿泊：23,500 人）

※運輸局に「一般不定期航路事業」の登録をして事業を行うため、定款第5条に「海上運送に基づく船舶運航事業」の文言を追加して対応する

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
日帰	2,000	4,500	4,000	4,000	3,500	4,000	3,800	2,000	500	100	100	1000	29,500
宿泊	1,500	3,500	3,500	4,500	3,000	3,500	2,000	1,000	500	0	0	500	23,500
合計	3,500	8,000	8,000	8,500	6,500	7,500	5,800	3,000	1,000	100	100	1,500	53,000

主催事業

事業内容	実施	対象・人数
海洋キッズマリクラブ	年間 7 回 日帰り 1 回 宿泊 6 回	小学生～高校生 60 人
海のようにえん	年間 7 回 日帰り 6 回 宿泊 1 回	年中・年長 50 人
くらたん GW キャンプ	5月 1泊2日 1 回	小学生 40 人
海がよくばりキャンプ	8月 2泊3日 1 回	小学3年生～中学生 40 人
くらたんうきうきキャンプ	8月 2泊3日 1 回	小学1年生～2年生 40 人

くらたんサンSUNキャンプ	8月 2泊3日 2回	小学生 各回 50人
くらたん生き物発見キャンプ	10月 1泊2日 1回	小学生 40人
くらたんクリスマスキャンプ	12月 1泊2日 1回	小学生 40人
くらたんスプリングキャンプ	3月 1泊2日 1回	小学生 40人
マリフレンドシップキャンプ	8月 1泊2日 1回	障がい児 各回 10人
マリフレンド親子キャンプ	9月 1泊2日 1回	障がい児者と家族 10人
ふれあいユニバーサリィーキャンプ	5月 6月 11月 日帰り 3回	障がい児者と家族 各回 10人
夏のファミリーくらたんキャンプ	8月 2泊3日 1回	家族 12組
秋のファミリーくらたんキャンプ	10月 1泊2日 1回	家族 12組
春のファミリーくらたんキャンプ	4月 3月 1泊2日 2回	家族 12組
1day ファミリーフィッシング	10月 日帰り 4回	家族 各回 20組
親子フィッシングキャンプ	11月 1泊2日 1回	家族 15組
セーリング教室	6月 7月 9月 日帰り 3回	一般 各回 7人
マリンフェスティバル	4月 9月 日帰り 2回	一般 300人
冬のイベント	12月 1月 2月 日帰り 3回	家族 各回 10組
パラマウント・チャレンジ・カヌー (一般社団法人日本障害者カヌー協会に運営協力)	6月 日帰り 1回	障がい児者 30人
シーカヤックチャレンジ (一般財団大阪府青少年活動財団共催)	9月 1泊2日 1回	障がい者 40人
せんなん里海祭り (実行委員会参画)	1月 日帰り 1回	一般 300人
せんなん里海フェス (実行委員会参画)	9月 日帰り 1回	一般 300人

(6) 大野アルプスランド

施設概要

所在地 兵庫県川辺郡猪名川町柏原字尾野ヶ嶽1-1

指定管理期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

面積 95,000㎡

主要施設 キャンプサイト(20区画)、猪名川天文台、展示学習施設、休憩棟(避難小屋)、
トイレ棟、炊事棟、野外ステージ、グラウンド(RVパーク)等

令和9年度の計画

利用人数 8,000人(日帰り: 1,000人、宿泊: 1,500人、天文台: 5,500人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
日帰り	100	120	80	100	120	80	80	80	50	50	40	100	1,000
宿泊	100	200	100	150	200	150	200	150	100	30	20	100	1,500
天文台	300	500	500	800	800	700	500	500	300	200	100	300	5,500

主催事業

事業内容	実施	対象・人数
生きる力検定キャンプ	年間 日帰り 11回 宿泊 1回	小学生 各回 30人
アルプス宇宙探検隊	年間 日帰り 12回	家族 各回 10家族
夏休み 星空キャンプ	夏 2回 1泊2日	小学生 各回 20人
冬休み たき火と星空キャンプ	冬 1回 1泊2日	小学生 各回 20人
春休み 星空キャンプ	春 2回 1泊2日	小学生 各回 20人
流星群観望会 8月 ペルセウス座流星群観測会 12月 ふたご座流星群観望会	年 2回 日帰り	家族 各回 10組

地域連携

猪名川天文台運営委員会

猪名川町観光協会

5. 青少年育成関係団体機関との連携協調に関する事業

- ① 公民連携事業
 - ・枚方市野外活動センター地域連携事業
- ② 地域連携事業
 - ・柏原市マイクロツーリズム推進協議会事務局運営及び関連事業
- ③ 青少年育成団体連携事業
 - ・アウトドアチャレンジ実行委員会

6. 青少年育成に関する調査研究広報に関する事業

- ① 各種事業参加者等の満足度調査
- ② 施設利用者の満足度調査
- ③ 指定管理者制度にともなう関係各市のモニタリング調査
- ④ 広報紙『N ACTION』の発行
- ⑤ ホームページ・SNS による情報の発信

7. 旅行サービス手配業

- ① 地域子ども会等の行事実施を支援（容易化）するための会場・バス等手配
- ② 事業実施に伴う会場・バス等手配

8. その他目的を達成するために必要な事業

枚方市野外活動センター運営業務受託事業

受託期間：令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

所在地 枚方市穂谷 4550 番地 面積 183,400 m²

9. 連携協調団体・組織

- ・一般財団法人大阪府青少年活動財団
- ・一般財団法人大阪府こども会育成連合会
- ・公益財団法人大阪府レクリエーション協会
- ・特定非営利活動法人自然体験活動推進協議会（CONE）
- ・公益社団法人日本キャンプ協会
- ・大阪府キャンプ協会
- ・関西環境教育学会
- ・生駒市子ども・若者支援ネットワーク
- ・子ども・若者支援専門職養成研究所
- ・アウトドアチャレンジ実行委員会
- ・関西サイクルスポーツセンター
- ・寝屋川市自然を学ぶ会
- ・大阪サイクリング協会
- ・学校法人龍谷大学
- ・一般社団法人日本障害者カヌー協会
- ・柏原市マイクロツーリズム推進協議会
- ・一般社団法人日本 RV 協会
- ・環境パートナーシップ協議会サソテナやお
- ・一般社団法人日本看護教育支援協会

令和9年度活動予算明細書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

(單位：千円)

[illegible]

令和８年度活動予算書

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

特定非営利活動法人ナック

(単位：千円)

科 目	特定非営利活動に係る会計		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	400		
賛助会費受取会費	200	600	
2. 事業収益			
青少年の健全育成のための自然体験活動 及び環境教育の推進に関する事業	9,856		
自然体験活動指導者及び環境教育プログラム 指導者の養成に関する事業	1,109		
自然体験活動指導者の派遣に関する事業	0		
野外活動施設の運営に関する事業	190,075		
青少年育成関係団体機関との連携協調に 関する事業	11,000		
青少年育成に関する調査研究広報に関する 事業	0		
旅行サービス手配業	6,958		
その他目的を達成するために必要な事業	30,780	249,778	
3. その他の収益			
受取助成金	500		
受取利息	5		
受取寄付金	1,800		
雑収益	500	2,805	
経常収益計			253,183
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			

	給料	59,693	
	通勤交通費	4,528	
	時間外勤務手当	3,982	
	休日勤務手当	487	
	宿直勤務手当	2,150	
	住居手当	1,515	
	期末手当	6,424	
	福利厚生費	310	
	退職積立金	2,631	
	法定福利費	12,495	
	小計	94,215	
	事務補助者日当	216	
	事務補助者交通費	61	
	小計	277	
	嘱託賃金	22,635	
	嘱託宿直	1,476	
	嘱託交通費	1,087	
	小計	25,198	
	人件費計		119,690
(2) その他の費用			
	報償費	3,017	
	旅費交通費	4,982	
	消耗品費	10,748	
	使用料賃借料	17,330	
	通信運搬費	2,398	
	保険料	2,148	
	食料費	13,388	
	燃料費	1,276	
	支払手数料	2,211	
	支払負担金	670	
	印刷製本費	2,231	

	支払委託料	14,260		
	実務費	2,252		
	光熱水費	7,550		
	修繕費	4,020		
	雑費	339		
	什器備品費	920		
	返還金	0		
	租税公課	436		
	支払消費税	12,804		
	独自事業	460		
	その他の経費計		103,440	
事業費計				223,130
2. 管理費				
(1) 人件費				
	給料	6,209		
	通勤交通費	393		
	時間外勤務手当	60		
	宿直勤務手当	0		
	住居手当	0		
	期末手当	687		
	福利厚生費	15		
	退職積立金	229		
	法定福利費	1,261		
	福利厚生事業費	1,500		
	小計	10,354		
	事務補助者日当	3,400		
	事務補助者交通費	1,120		
	小計	4,520		
	嘱託賃金	1,300		
	嘱託交通費	180		
	小計	1,480		

人件費計		16,354	
(2) その他の費用			
報償費	500		
旅費交通費	266		
消耗品費	720		
使用料賃借料	5,600		
通信運搬費	1,000		
保険料	630		
食料費	300		
支払手数料	720		
支払負担金	110		
印刷製本費	300		
光熱水費	300		
雑費	600		
什器備品費	400		
租税公課	100		
支払消費税	0		
その他の経費計		11,546	
管理費計			27,900
経常費用計			251,030
当期経常増減額			2,153
Ⅲ 経常外収益		0	
Ⅳ 経常外費用		0	
当期経常外増減額			0
当期正味財産増減額			2,153
前期繰越正味財産額			15,810,103
次期繰越正味財産額			15,812,256

令和9年度活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人ナック

(単位：千円)

科 目	特定非営利活動に係る会計		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	400		
賛助会費受取会費	200	600	
2. 事業収益			
青少年の健全育成のための自然体験活動 及び環境教育の推進に関する事業	9,856		
自然体験活動指導者及び環境教育プロ グラム指導者の養成に関する事業	1,109		
自然体験指導者の派遣に関する事業	0		
野外活動施設の運営に関する事業	190,075		
青少年育成関係団体機関との連携協調に 関する事業	11,000		
青少年育成に関する調査研究広報に関する 事業	0		
旅行サービス手配業	6,958		
その他目的を達成するために必要な事業	30,780	249,778	
3. その他の収益			
受取助成金	500		
受取利息	5		
受取寄付金	1,800		
雑収益	500	2,805	
経常収益計			253,183
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			

	給料	61,483	
	通勤交通費	4,528	
	時間外勤務手当	3,982	
	休日勤務手当	487	
	宿直勤務手当	2,150	
	住居手当	1,515	
	期末手当	6,424	
	福利厚生費	310	
	退職積立金	2,631	
	法定福利費	12,495	
	小計	96,005	
	事務補助者日当	216	
	事務補助者交通費	61	
	小計	277	
	嘱託賃金	22,635	
	嘱託宿直	1,476	
	嘱託交通費	1,087	
	小計	25,198	
	人件費計		121,480
(2) その他の費用			
	報償費	3,017	
	旅費交通費	4,982	
	消耗品費	10,748	
	使用料賃借料	17,330	
	通信運搬費	2,398	
	保険料	2,148	
	食料費	13,388	
	燃料費	1,276	
	支払手数料	2,211	
	支払負担金	670	
	印刷製本費	2,231	

	支払委託料	14,260		
	実務費	2,252		
	光熱水費	7,550		
	修繕費	4,020		
	雑費	339		
	什器備品費	920		
	返還金	0		
	租税公課	436		
	支払消費税	12,804		
	独自事業	460		
	その他の経費計		103,440	
事業費計				224,920
2. 管理費				
(1) 人件費				
	給料	6,395		
	通勤交通費	393		
	時間外勤務手当	60		
	宿直勤務手当	0		
	住居手当	0		
	期末手当	687		
	福利厚生費	15		
	退職積立金	229		
	法定福利費	1,261		
	福利厚生事業費	1,500		
	小計	10,540		
	事務補助者日当	3,400		
	事務補助者交通費	1,120		
	小計	4,520		
	嘱託賃金	1,300		
	嘱託交通費	180		
	小計	1,480		

人件費計		16,540	
(2) その他の費用			
報償費	500		
旅費交通費	266		
消耗品費	720		
使用料賃借料	5,600		
通信運搬費	1,000		
保険料	630		
食料費	300		
支払手数料	720		
支払負担金	110		
印刷製本費	300		
光熱水費	300		
雑費	600		
什器備品費	400		
租税公課	100		
支払消費税	0		
その他の経費計		11,546	
管理費計			28,086
経常費用計			253,006
当期経常増減額			177
Ⅲ経常外収益		0	
Ⅳ経常外費用		0	
当期経常外増減額			0
当期正味財産増減額			177
前期繰越正味財産額			15,812,256
次期繰越正味財産額			15,812,433